

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 松楓会

特別養護老人ホーム コスモホーム

松楓会あきる野指定短期入所生活(予防)介護事業所 コスモホーム

目 次

特別養護老人ホーム コスモホーム 事業計画

1. 基本理念	・・・・・・・・ 1
2. 経営計画	・・・・・・・・ 1
3. 令和6年度 重点目標	・・・・・・・・ 2～6
4. 施設サービス基準	・・・・・・・・ 6～14
(1) 基本サービス	
(2) 個別サービスの内容	
(3) 家族関係	
(4) サービス等に関する会議	
(5) 医療・衛生管理	
(6) リハビリテーション	
(7) 食事サービス	
5. 人事管理及び安全管理	・・・・・・・・ 15～18
6. 松楓会あきる野指定短期入所生活(予防)介護事業所コスモホーム	・・・・・・・・ 18～19
7. 令和6年度 研修・勉強会・訓練計画	・・・・・・・・ 20

1. 基本理念

昭和 58 年、地域・社会に広く開かれた施設を目指して当コスモホーム（C o s m o s H o m e）を開設いたしました。

契約施設として、『人が人であり続けられる為のサービスとは何か』に視点をおいて、家族と一体となり近代的な選ばれる施設作りを目指します。

2. 経営計画

（1）基本理念達成に向けて目標の明確化

- 1) 長期滞在型都市型ホテルのサービスを目指す
- 2) 利用者へのお声掛けと利用者の意思確認からケアを始める事を常に実践する
- 3) 常に清潔な環境と感染症予防対策が継続され、利用者が安心できる生活空間を維持する
- 4) 施設サービス計画・栄養サービス計画・個別機能訓練計画の充実を図り、介護サービスの質の向上に努める
- 5) 生活相談窓口を設け、利用者の生活全般の相談から社会復帰に向けての相談など、幅広いケースワーク力を発揮する
- 6) 苦情相談対応についての透明性を図り、利用者や家族様から信頼されるシステムを構築する
- 7) マイナンバー制度の厳格な管理と個人情報の保護に努める
- 8) 地域密着を強化すると共に、地域福祉の拠点としての活動の推進
- 9) 地域における、保健医療機関との連携を積極的に図る

（2）人材の確保・育成と能力開発

- 1) 人材確保の為、様々な求人媒体やツール、ホームページを活用すると共に教育機関やハローワーク等とのパイプ創りを進める
- 2) 人的資源・活性化へ向けて諸制度を機動的に運用して、職員の満足度の充実・定着率の向上を図る
- 3) 業務相談窓口を常設し、職場環境の整備や業務効率向上を図る
- 4) 職務能力の向上を図る為、各種研修や勉強会の機会を設けると共に、人事考課目標に向けての取り組みを支援する
- 5) 業務マニュアルを基本にサービスを展開し、その内容を見直してサービス技術の向上を図る

6) 活動時間等において、様々なボランティアの受け入れを図る

(3) 経営力向上の効率化について

- 1) 高い社会性を認識し、自己責任体制の確立を目指す
- 2) 業務の基本はチームワークであることを認識し、コミュニケーションと情報管理体制の強化に努める
- 3) 無駄・ムラ・無理の排除により、経費の削減を行なう
- 4) 省エネ対策と設備の定期点検及び早期修繕を実施する

3. 令和6（2024）年度 重点目標

(1) 感染症への予防対策と蔓延防止対策の強化

- 1) 感染症の動向を把握し、予防対策を徹底する
- 2) 状況によっては、ご面会を自粛願いや禁止の措置を講じる
- 3) ご面会の自粛願いや禁止の措置を取る際には、家族様に対し、報告・連絡・相談を行いながら、安心と信頼が得られるよう連携の強化と顧客満足の充実を図る
- 4) 感染症 BCP 及び感染症マニュアルに基づく衛生保持と消毒の徹底
- 5) 消毒薬（アルコール・次亜塩素酸ナトリウム等）、マスク、使い捨て手袋、予防着、防護服等備品をきらさないように確保する
- 6) 感染症予防対策委員会を中心に職員のみならず、お客様を始めとした外部の方々にも情報を発信し予防対策の理解と協力を呼びかける
- 7) 保健所、医療機関等 関係機関との連携を図る
- 8) 感染症を理解し適切な対応を速やかに取ることが出来るよう、感染症の研修を年2回以上実施する
- 9) ICT を活用し、テレビ面会・会議・研修を行えるよう整備し実施する
- 10) 感染症発生時を想定した業務継続計画の策定・見直しと研修・訓練を実施する

(2) 自然災害への備えの強化

- 1) いつ発生するかわからない大規模災害への対応を強化する
- 2) 地震、台風、大雪等 気象情報を収集し早期の避難ができるよう努める
- 3) 災害時備蓄品（非常食、保存水、毛布等）を確保する
- 4) 防災用品の点検（設備点検の他、防災頭巾等の防災用品に不足・劣化の有無）

- 5) 過去の大震災や大型台風、大雪時の経験を生かす
- 6) 自助・共助・公助（毎月の防災訓練実施、地域及び自治体との連携）を念頭に置く
- 7) 災害発生時を想定した業務継続計画（BCP）の策定・見直しと研修・訓練を実施する

（3）危機管理体制の強化

- 1) 施設方針に基づき、職員の知識・技術・洞察力を養う様研修を実施する
- 2) 高齢者虐待や不適切なケアの発生を未然に防ぐ為、予測される要因を分析し組織的な取り組みを行なう
- 3) サービス提供者間で情報を共有し、ヒヤリハットの分析と再発防止・予防対策を迅速に実施する
- 4) 意図的、意識的行動により予測可能なリスクを見逃さず、事故回避に努める
- 5) 事故発生を防ぐ為、設備・住環境の整備、改善、管理を行なう
- 6) 安全対策担当者を中心に施設内の安全対策及び事故を未然に防ぐ事が出来るよう、より一層危機管理体制の強化に努める

（4）基本5原則の徹底

- 1) “笑顔と挨拶”の実践と職場マナーの徹底
（笑顔・明るい挨拶・福祉施設職員らしい適切な言葉使い・清潔な身だしなみ）
- 2) 基本業務の徹底（基本を見据え実践すると共に基本・応用・臨時等、適正な運用力を持つ）
- 3) 報告・連絡・相談の徹底（権限や責任の所在を正確に捉え、判断力の向上を養う）
- 4) リスク管理の徹底（変化の予測・感染症・介護ミス・災害・防犯・システム・信用）
- 5) 法令遵守の徹底

（5）安定した経営基盤と充実したサービスの強化

- 1) 利用者確保の営業体制の確立
 - 関連事業先との関係強化と組織的営業活動の推進
 - 情報発信力強化と受信・対応力の強化（電話・施設見学時等）
 - 各部門の専門性を活かしたリーダーの育成
 - 稼働率安定に向けて発想力・行動力の強化

2) 待機者の確保と入園者枠の管理

- 適時適切な入所判定委員会の開催
- 待機者状況、入園者状況を常に適切に把握する
- 入院者枠(空ベッド)を積極的に活用する
- 重度化、入院者増加に対応すべく居室改善や入院中の利用者の身の回り品管理の対応を図る

3) 重度化防止と健康管理の徹底

- 利用者の身体的情報と日々の体調を時系列で徹底管理
- 変化を見逃さず、即時適切な対応を図る
- 住環境等快適空間の創造
- リハビリ体制の充実と先進的介護機器の導入
- 職員間の情報共有と個々の対応力の向上

4) 看取りケアの充実

- 看取りケアへの理解とケアに向けての計画的研修
- 医師・看護・介護・相談員の連携体制の強化
- 家族様との連絡・連携の強化
- 協力病院・協力医をはじめ、地域の医療機関等との連携強化

(6) 利用者と家族との信頼関係の強化

- 1) お客様の権利擁護の為に、意識して職員間の啓蒙を行い、良質な施設サービスを適切に提供できるように努める
- 2) 常に「人権」を尊重した基本姿勢を堅持し、創意工夫を持って最善のサービス提供に努める
- 3) 利用者の主体性・個性を尊重し、自己選択や自己決定ができる様工夫し、安全で最良のサービスを提供する
- 4) 家族に対し、報告・連絡・相談を行いながら、安心と信頼が得られるよう連携の強化と顧客満足の充実を図る
- 5) 家族様が行事等に参加しやすいようご案内する。また、家族もご一緒にお客様の生活環境について検討（意見交換）ができるような会話に努める
- 6) 感染症予防の為に、通常の面会を制限せざるを得ない場合にはビデオ通話や写真の送付などを積極的に取り組み、利用者と家族の繋がりが確保できるように努める

(7) 法人内施設との連携と相互補完の推進

- 1) 定期的相互研修の実施
- 2) 人事交流の実施
- 3) 相互補完機能の強化
- 4) 地域貢献活動の連携

(8) 組織マネジメントの精度を上げる

- 1) 施設の理念に則った、基本とするサービス提供の実践
- 2) 新たな課題を設定し、第三者評価を受審する
- 3) 職員の意識改革・意思統一及び参画意識の向上を図る
- 4) 職員のレベルアップとサービスの質の向上を図る
 - ①介護福祉士等の取得推進、各種資格取得の支援
 - ②個々のレベルに応じた実践的研修（O J T・O F F・J T）の推進
- 5) 看護職員・介護職員のケア協働の為の研修を行なう

(9) 目標管理体制の徹底と支出の抑制

- 1) 介護報酬減少時代に対応し、行動管理・顧客管理の徹底により収入確保を図る
- 2) 諸経費全般にわたり昨年の反省点を踏まえ見直しを図る
- 3) 外部委託業務（清掃・給食・警備・各種取引業者）の総点検
- 4) 建物、機械のメンテナンスや修繕の計画的実行と購入

(10) 地域住民との積極的な交流

- 1) 施設設備の提供と有効活用を行い地域住民との交流を促進する
- 2) 災害応援協定から一步踏み出した運命共同体的な関係の樹立
- 3) 地域行事への積極的参画と地域ニーズや情報の収集を行なう
- 4) 地域福祉の拠点化事業を推進する
 - ①コロナ禍で休止となっているコスモ・ゴールデンクラブの再開検討と新規の利用者の獲得
 - ②地域及びボランティアが一体となった福祉事業の推進

(11) 働く環境整備と職場風土の醸成

- 1) 雇用管理責任者の配置・カウンセリングの強化
- 2) 安全衛生委員会を設置し、職員の労働災害の防止、健康の保持増進を図る

- 3) 仕事と子育て・介護・看護等、両立支援体制を確立する
- 4) 福利厚生の実施により、一体感や働く意欲向上に繋げる

(12) 積極的な広報活動と情報の開示

- 1) ホームページを充実させ、サービス・経営内容の情報開示を行なえる体制を推進する
- 2) 関係行政機関や地域の介護事業所への定期訪問を実施し、積極的な情報収集を行なう
- 3) 情報の発信力と受信力の強化を図る
- 4) 「介護サービス情報の公表」制度により、介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表する

4. 施設サービス基準

(目的) ・日々、清潔な環境を提供し、あたたかい接遇をもって生活全般を支援する。

- ・個々の身体状況に応じ、利用者の主体性を尊重し生甲斐のある自立した生活が送れるようサービスの充実を図り、QOL（生活の質）の維持・拡大をめざして援助する。

(1) 基本サービス

食 事	朝食	7 : 3 0 ~ 8 : 3 0	
	昼食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	
	夕食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	※基本的には、各階食堂
入 浴	入浴2回以上/週 ※入浴は体調等により清拭ケアに変更		
生活介護	施設サービス計画に沿って介護を行ないます		
施設サービス計画	個々の希望およびアセスメントの結果に基づき、利用者家族の希望を勘案し多職種協働して施設サービス計画(介護・機能訓練・栄養・口腔)を策定し、計画に基づいてサービスを提供します		
療養食の提供	医師食事箋による療養食の提供		
各種相談 (毎週)	日常生活全般(月・木曜日)、介護保険に関わる相談(水曜日) 栄養相談(火・木曜日)、健康相談(月曜日) ※必要時、随時対応		
健康管理	年1回の健康診断、医師・看護師による診察・観察により 異常の早期発見・治療に努めます		
アクティビティ	行事やクラブ・レクリエーション活動・誕生会・茶話会・地域交流・利用者施設長懇談会・医療栄養懇談会など様々なアクティビティにご案内致します		

(2) 個別サービスの内容

- ・理美容サービス・・・ 来園理美容業者によるヘアカット、毛染め、パーマ
- ・セーフティボックス・・・貴重品の保管
- ・インフルエンザ予防、肺炎球菌予防等のワクチン接種
- ・買い物や事務の代行

(3) 家族関係

(目的) 利用者に対しサービス計画書に添ったサービス提供をすると共に、加齢による心身面の変化、生活状況等に理解と協力を得られるよう説明を行ないます。又、アンケートや面接等により家族の意向・ニーズを把握し、家族と一体となり利用者中心の暖かい環境を作り、家族との信頼関係の構築を図ります。家族を行事にご招待し家族懇談会の開催を計画いたします。

(4) サービス等に関する会議

- (目的) ○施設方針に基づき、職員の知識・技術・洞察力を培い、多職種連携のもと、利用者が安心して安全に生活が送れるようにする
- 各種会議及び研修会等への積極的参加により、職員の品位と資質の向上、並びにサービスの質の向上を図り、それを実践する

1) 事故防止対策委員会 (3ヶ月に1回/5, 8, 11, 2月開催)

①インシデント・アクシデント検証

ヒヤリハット・介護事故の検証を行い再発防止策の検討と、発生時に的確な対応が出来るようリスクマネジメントを行なう

構成員：安全対策担当者、介護職員、ナース、リハビリワーカー、相談員、ケアマネジャー、医師、管理課

②見守り機器安全活用

ナースコール・センサーベッド・センサーマット・チェアセンサー等、利用者の安全を図るための見守り機器の導入や使用方法、活用方法を検証する

構成員：介護職員、リハビリワーカー、ケアマネジャー、相談員、ナース 他必要に応じた職員

③防災活動

安全管理計画に基づき、安全確保のための対策や非常災害対策、防災訓練を進めていく
災害BCPに基づく研修の実施、計画の見直しを行っていく

構成員：防火管理者、介護職員、ナース、相談員、ケアマネージャー、管理栄養士、
管理課など（防災訓練：全職員対象）

2) 感染症予防対策委員会（3ヶ月に1回／4,7,10,1月開催）

構成員：施設長、ナース、介護職員、管理栄養士、ケアマネージャー、リハビリワーカー
相談員、管理課、医師

- ① 感染症及び食中毒の予防、蔓延防止の為の対策を検討する
- ② 施設内での予防対策の実施状況の把握と評価・指導を行なう
- ③ 感染症 BCP に基づく研修（年2回以上、コスモホーム職員全員に実施）
（感染症研修計画）

	対象者	実施時期	内容
新任職員研修	新任職員	入職時	感染症および感染対策の基礎知識
現任職員研修	全職員	6月	食中毒の予防と発生時の対応方法
		11月	新型コロナウイルス及びインフルエンザ等の感染症予防と対応方法
OJT	全職員	通年	日常業務の中で具体的なノウハウやスキルを身につける

3) 高齢者虐待防止委員会（年2回：6月,12月に定期開催、事例発生時は随時開催）

構成員：施設長、ケアマネージャー、介護職員、ナース、管理栄養士、リハビリワーカー、相談員、医師、
管理課、他必要なもの

- ・ 日常のケアの中で不適切な部分がないか見直し、介護技術の向上・環境整備の工夫などを図る。
- ・ 研修計画に基づき全職員を対象に高齢者虐待防止の研修を年1回以上実施。

4) 身体拘束適正化委員会（3ヶ月に1回：6,9,12,3月開催、結果を職員に周知徹底）

★ 身体拘束事例が発生した場合は随時開催

構成員：施設長、ケアマネージャー、介護職員、相談員、ナース、リハビリワーカー、他
必要なもの

- ・ 身体拘束ゼロを継続しつつ、日常のケアの中で不適切な部分がないか見直し、介護技術の向上、環境整備の工夫などを図る。
- ・ 研修計画に基づき身体拘束適正化について研修を年1回以上開催。

5) 褥瘡対策委員会（毎月1回）

構成員：医師、ナース、介護職員~~サービススタッフ~~、管理栄養士、リハビリワーカー、ケアマネージャー、
他 必要に応じた職員

モニタリング指標による評価を行ない、ハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画作成、
実践、管理、再評価を行ない、褥瘡発生予防に向けて積極的に取り組む

6) 各痰吸引等安全委員会

構成員：ナース、介護職員 他 必要に応じた職員

- ①看護職員・介護職員が連携協働して実施するケアの検証を定期的に行なう
- ②医療的ケアに伴うヒヤリハットの分析を行い、予防対策を検討する
- ③医療的ケアのプロセスを理解し適切にケアが出来るように研修を行なう

7) サービス向上委員会（毎月第2木曜日開催）

構成員：介護職員、相談員、ケアマネージャー、ナース、管理栄養士、リハビリワーカー、他

- ①利用者・家族の意見・要望・相談等の分析を行ない、サービス向上の検討を行なう
- ②利用者・家族のニーズを把握する為にアンケートを行ない検証する
- ③ボランティアの受け入れにより、地域の力を取り入れた体制作りとボランティアを
活用したサービス提供を構築する

8) 入所判定委員会（毎月第3金曜日・随時開催）

構成員：施設長、ケアマネージャー、相談員、介護職員、ナース、他必要に応じた職員

入所決定過程の透明性・公平性を確保すると共に、待機者管理と入所の円滑な実施を
図ることが出来るよう随時開催する。

9) ケアカンファレンス（毎月第4金曜日開催）

構成員①～③：ケアマネージャー、介護職員、ナース、管理栄養士、リハビリワーカー、相談員、
他、医師、利用者、家族等 必要に応じた職員

- ・施設サービス計画書作成会議
- ・個別的なサービス提供を目指し、施設サービス計画
(介護・医療・機能訓練・栄養・口腔)の検討と計画書の作成を行なう

10) 看取りケア準備委員会（運営会議後に開催）

構成員：施設長、ナース、介護職員、ケアマネジャー、相談員、管理栄養士、管理課他

- ①看取りケア受け入れ再開の為に体制をつくるべく整備すべき事案を洗い出す
- ②看取りケアの担当医確保に向けて医療機関との連携強化を図る

11) 安全衛生委員会（月1回／産業医の出勤日）

構成員：施設長、管理課、介護職員、ケアマネジャー、相談員、ナース、管理栄養士他

12) 生産性向上推進委員会

構成員：施設長、管理課、介護職員、ケアマネジャー、相談員、ナース、管理栄養士他

13) プロジェクト他

①排泄ケア

- ・排泄支援の必要性に関わらず三ヶ月に一度居室担当による「LIFE」への情報入力管理を行い、支援の必要性がある方は支援計画作成にむけて計画策定会議を開催する。
- ・定期的を使用してしている物品の見直しを行い、適正な物品の購入、管理に努めると共に、利用者個々の状態にあわせた物品の使用に努める。

②行事・レクリエーション

- ・行事：年中行事や季節などにあわせたイベントの企画準備・実施、見直しを行う。
- ・レクリエーション：書道や華道など定期的な活動の準備、実施、見直しを行う。
定期的な活動のほかに余暇活動の充実を図り企画・準備、実施、見直しを行う。

(5) 医療 衛生管理

1) 業務目標

- ①あらゆる機会を通じて利用者の健康状態を把握し、高齢者に起こりやすい障害や疾病の悪化を未然に防ぐべく、異常の早期発見・早期治療に努める
- ②精神的、身体的な健康保持及び諸機能の低下防止に配慮しつつ自立及び日常生活が充実して過ごせる様支援する
- ③利用者及び家族の尊厳を支え、人道的かつ安らかな終末を迎えられるよう支援する

2) 業務概要

- ①健康管理・・定期健診の実施と施設内診療（内科）における医師との連携・病状把握・投薬管理等を行い異常の早期発見、早期治療を行う。また、日常生活を送る上での健康状態の把握と健康保持の為の適切な処遇を行なう
- ②健康相談・・利用者が健康に過ごす為、食事、睡眠、排泄などの日常生活行動の問題、病気や障害についての不安、疾病予防の相談を随時実施する
- ③生活看護・・老いても、病んでも、より豊かな生を支え、尊厳を失うことなく生を全うできるように他職種協働し、利用者の看取り期を支える。又、虚弱者の総合的重点観察や認知症に対して専門医と連携し、行動パターンの把握、服薬確認等行い心身共に安定した生活を支援する。
- ④衛生管理・・医薬品、消毒薬の施錠管理及び医療用具の管理、感染症の予防と利用者、職員への啓蒙、職員教育を行い、蔓延防止対策を実施する。
- ⑤職員研修・・職員の資質向上を図る為、病気の理解、看護・介護職員連携協働のケア、緊急時の対応等研修を計画的に実施する。

(6) リハビリテーション

- 1) 個別機能訓練計画を基に生活の質の向上を目指し理学療法・物理療法・マッサージ療法などのサービスを提供し、要介護状態の軽減や重度化の予防に努め、自立支援を目指す。又、個々の可能性を見出し、ご自分で出来る事を増やして行く事で生活動作意欲の増進を図りながら支援。利用者ごとの個別機能訓練計画内容等の情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する
- 2) 事故防止対策委員会の委員会活動を通じ、移動に関する介護用品等の研究を行なって、サービスの質の向上を目指す
- 3) 利用者及び家族との会話を通じて、利用者のリハビリに対する意欲向上に努める
- 4) 近年、加齢や入院などによりADL（日常生活動作）の低下が見られる利用者が増える傾向にあるため、リハビリの領域を広げ、レクリエーションや作業療法的なリハビリメニューを取り入れて、利用者の選択肢を増やして楽しいリハビリを実践する。
- 5) 新型コロナウイルス等の感染症の予防対策を講じ、リハビリ器具使用後は速やかに消毒。発声・呼吸訓練は感染症の発生状況により休止する

(7) 食事サービス

お客様の ADL・嚥下機能等の身体的特徴や個人の生活習慣・嗜好等の把握に努め、他職種と協働し適正な栄養管理を行います。又、栄養相談や栄養指導を行い、健康の保持及び疾病の予防に努めます。また、食を通じて、生活の楽しみや充実感を味わえる様、食環境を工夫し、きめ細かい食事サービスを提供していきます。

1) 栄養管理

個々の身体的特徴や生活習慣・嗜好等の把握に努め、他職種と協働し、適切な栄養管理を行う。又、健康の保持及び疾病の予防を目的とした栄養相談や栄養指導を行ない、食事サービス提供を通じて QOL（生活の質）の向上に努める

利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じて計画的に行う

2) 食事形態

食事形態は 5 種類の他、流動食・経管栄養食を準備し、個々に適した形態・代替食・配慮食・ハーフ食、医師の食事箋による療養食を提供する

3) 嚥下障害者への対応

利用者の摂食・嚥下機能の把握に努め、個々に合った適正な食事形態を提供し、安全で安楽に食事及び水分が摂取出来る様努める。又、嚥下体操や小さな氷を使ったアイスマッサージ等の嚥下訓練を行ない誤嚥予防に努める

4) 食環境の充実

適時・適温に配慮すると共に、食事が安全に楽しく出来る温かい雰囲気、ゆとりある食環境づくりに努める

5) 栄養ケア・マネジメントの実施

個々の栄養スクリーニングを実施し、低栄養リスクのある利用者を把握し詳細なアセスメントを実施する。アセスメントに基づいて栄養ケア計画を作成・実施・評価を行ない、栄養ケア計画の実施により低栄養の予防・改善に努め、生きる意欲や楽しみに繋がる「食べること」を課題として、他職種協働により支援する。低栄養状態のリスクが低い利用者にも、食事の際に変化を把握し問題がある場合には早期の対応をする

利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理を実施する

6) 嗜好の把握

① 摂取量調査

毎日全員の食事量・水分量をチェック表に記入し、摂取量の把握を行ないます

② 喫食状況

食事介助を行ない、個人の摂取量、嗜好、嚥下状態を把握し、栄養管理に努めます

③ 嗜好調査

食事サービスを充実させる為、聞き取り調査を行ないます

④ 入園時面接

入所時、利用者家族と面接を行ない、食歴・嗜好・身体状況・咀嚼、嚥下機能の評価や食事に対してのご希望を伺い、個別嗜好カルテを作成致します

⑤ 病院退院時面接

病院に入院し、退院して施設に戻られた際には、病院から提供される診療情報提供書を参考にし、利用者家族と面接を行ない、病状・身体状況・咀嚼、嚥下機能の評価や食事に対してのご希望を伺い、栄養マネジメントを行ないます。

7) 栄養懇談会

食生活の注意点や疾病予防等のお話と、食事に対する希望を伺い、献立に反映させます。

8) 個別栄養指導

医師、医療スタッフからの依頼や、栄養指導が必要と思われる方に個別で対応致します。

9) 栄養相談 ※必要に応じて随時対応致します。

食事や栄養についてのご相談やご質問等をご希望に応じて個別で対応致します。

・相談場所・・・面談室 ・受付日時・・・火・木曜日 AM10:00～11:00

10) 口腔ケアについて

誤嚥性肺炎の予防や味覚の保持、食欲増進等を図る為、個々の口腔内の状況を把握し、他係と連携しながら、口腔内の環境を整えるよう努めます。

11) 衛生管理

衛生管理マニュアルに基づき、委託業者と連携し厨房及び食堂等の衛生管理を図ります。

10) 会議及び検討会について

会議名	回数	目的	構成員
食事サービス 検討会議	月1回	日頃の食事について意見交換、問題点の改善等、職員と連携・協力し、利用者にとって良い食事の提供や食事サービスの充実を図ります。 季節ごとのリスク（食中毒、感染症の動向と予防等）について情報を共有し、回避の為の検討を行います。	栄養士 委託業者 他随時必要職員
献立会議	年4回 (4,7,10,1 月各月末)	この会議では春・夏・秋・冬のサイクルメニューをお客様と職員の意見を取り入れながら、各施設に合った献立となるよう検討し、献立内容の充実を図ります。	栄養士 委託業者
ケア カンファレ ンス	月1回 必要時 随時	施設サービス計画書作成に合わせ、栄養アセスメントを行ないます。結果について意見交換を行ない、その後栄養ケア計画を作成します。	栄養士 ケアマネージャー 生活相談員 介護職員 ナース リハビリワーカー

12) 防災訓練の実施（3施設合同、月1回）

委託業者との連携を図りながら、訓練を行ないます。また、各係と連携し、避難・救護の確認を行ないます。

<栄養士防災訓練計画表>

4月	防災教育（福祉施設で防災に関わっている事への意識づけ）（松楓園）	10月	厨房内初期消火訓練（火事の発生の連絡・初期消火・厨房内区画形成）（松楓園）
5月	施設内防災設備の確認と施設見学（和敬園）	11月	施設との連携の連携確認（和敬園）
6月	施設内見学、及び消火設備の確認（コスモホーム）	12月	施設との連携にて大雪なだれ対策防災ビデオ（コスモホーム）
7月	施設との連携確認訓練（和敬園）	1月	地震発生時初期対応（松楓園）
8月	施設火災の対応訓練（松楓園）	2月	施設との連携の確認（和敬園）
9月	施設との連携にて避難誘導、気象情報等情報収集（コスモホーム）	3月	施設との連携確認、通報・初期消火・避難誘導（コスモホーム）

5. 人事管理及び安全管理

(1) 人事管理

コスモホームは、法人の基本理念を踏まえながら良質且つ適切な福祉サービスを安定的に提供していく為、活力に満ちた組織づくりを進める。

1) 人事考課

人事管理の適正化及び職員のモラル向上を図り、人材の育成及び経営効率の向上を図る。

2) 職員研修

契約施設としてのサービス提供や効率的な事業運営を実施するにあたり、職員の幅広い知識・意識改革及び技術の向上を図る。また、その職務に関する知識及び技術・執務態度等の訓練、並びにその他の業務について必要と認められる事項について積極的にかつ効果的に行なう。また、会議や研修についてICTを活用しオンラインで参加できるよう整備をしていく。

①施設内研修

施設内における教育・訓練は、下記のとおり実施し日常業務の円滑な執行を実現させるものとする。(研修・訓練予定は最終頁の計画表を参照)

1. 役職者研修（副主任以上の役職者）	随時実施
2. 新任研修（常勤・非常勤）	4月・他採用時実施
3. 現任研修（常勤・非常勤） フォローアップ研修（就業・服務・マナー） 介護力スキルアップ・介護OJT（職務現場教育）研修 外部講師による研修会・応急救護等	年1回実施 年間計画により実施 年間計画により実施
4. 自己啓発制度を導入し通信教育、各種資格取得を支援する	
5. 会議：経営会議・法人事務局会議・運営会議・職員会議	
6. 3施設合同で行う会議や研修	

②施設外研修

職員の研修については施設内で行うものの他、施設外において東京都、社会福祉協議会及びその他の関係諸機関が実施する研修等に参加させるものとする。(認知症基礎研修 他)
又、職種ごとの研修の積極的参加を図り良質な介護サービスへの充実を図る。

3) 職員配置状況

職 種	常 勤	非常勤	合計
施 設 長	1		1
医 師		3	3
生活相談員	2		2
介護支援専門員	1		1
介護職員 看護職員	26	10	36
管理栄養士	1		1
機能訓練指導員	1		1
事務員他	4	13	17
合 計	36	26	62

(2) 安全管理

施設は、人命を預かる場として災害に対する対策は何よりも重要な課題である。更に、災害に対する情報収集及び建物内外の危険防止に努め、地震、火災に留まらずあらゆる面で安全確保のための対策を進めていく。

(3) 非常災害対策（松楓会《松楓園・コスモホーム》「消防計画」に基づく）

- 1) 設備取り扱いの充実と防災の強化を図る
- 2) 災害に対する意識の高揚
- 3) 非常食品について

災害時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに定期的に点検整備を実施する

4) 訓練

基礎訓練をはじめ、部分訓練・夜間呼び出し訓練・警戒宣言が発せられた場合の訓練・総合訓練（部分訓練を有機的に連携させ、あらゆる災害に対し行う・菅生町内会との災害活動相互応援協定）を年間を通して実施していく。総合避難訓練には、秋川消防署と連絡を取り実施する。

- 5) 業者による消防設備点検（年2回）と防火設備点検（年1回）
- 6) 消防設備・建築物等自主点検・事業所家具等の転倒落下防止点検（月1回）

(4) 防犯対策

施設における生活環境の安全性を確保するために、犯罪の発生についてこれを未然に防止し、お客様等の平穏を保持しなければならない。そのためには構造及び設備の点検又点検結果による設備の整備に努めセキュリティーの強化を図ると共に、防犯対策を職員へ周知徹底する。なお、施設の実態、環境に応じ警察の協力を得てパトロールの要請や、地域との連携を保って広く防犯体制を確立しておく。

(5) 情報開示

施設ホームページや介護サービス情報等で施設のサービスや経営内容の情報等を積極的に開示する事により、施設の透明性を図り、利用される方への信頼性の高い施設づくりを目指していく

(6) 守秘義務

施設内及び法人ネットワーク等を通じ、業務上知り得た情報を外部に漏らさない様情報管理規程を設け、守秘義務の周知徹底を図る。

(7) 個人情報管理の徹底

個人情報の保護と利用に関する規定を定め、個人情報管理責任者を設置し、個人情報の管理意識を高め個人情報の保護に努める。

(8) 特定個人情報の管理の徹底

特定個人情報（マイナンバー）の保護と取扱に関する規程を定め、特定個人情報管理責任者を設置し特定個人情報の管理意識を高め、特定個人情報の保護に努める。

(9) 交通安全及び車両管理

松楓会「マイカー管理規定」・「通勤・災害取り扱い規定」に基づき、交通安全運動を通じて交通安全教育を実施する。

(10) 地域福祉

地域に対し施設設備及び専門的知識を還元し、地域福祉活動を積極的に進めると同時に施設設備の有効活用を図る。

(11) 安全衛生委員会

1) 目的

法人の安全衛生管理体制のもと、安全衛生方針に準じ、活動・審議を行う。

- ①職員の健康障害の防止と健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
- ②労働災害の原因及び再発防止の為の安全衛生に関する対策（リスクアセスメント）

2) 重要事項

労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項の内容は次の通りとする。

- ①安全衛生に関する規定の作成
- ②業務の危険性の調査及びその結果に基づく措置
- ③安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び問題点の改善
- ④安全衛生教育の実施計画の作成
- ⑤健康診断の結果及び健康診断の結果に対する対策の樹立
- ⑥職員の健康の保持増進を図る為の実施計画の作成
- ⑦長時間労働による職員の健康障害の防止を図る為の対策の樹立
- ⑧職員の精神的健康の保持増進を図る為の対策の樹立（メンタルヘルスケア）
- ⑨職員のハラスメント防止対策を図る為の対策の樹立

3) 職員健康管理

- 4) 年間安全衛生推進計画に則り実施する
- 5) 腰痛の予防対策の推進
- 6) メンタルヘルス対策の実施
- 7) 職場におけるハラスメント防止対策の推進

6. 松楓会あきる野指定短期入所生活(予防)介護事業所

(1) 運営方針

当施設の指定短期入所生活(予防)介護事業所は、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介助、その他の日常生活上の介護及び機能訓練を行なう事により、お客様の心身の機能の維持ならびにお客様とその家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。

(2) 利用資格

当施設の利用資格は、介護保険法に基づく短期入所生活介護の利用資格があり、当施設の利用を希望するものであって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる方、及び、その他法令により利用できる方とします。

(3) 定員

当施設の指定短期入所介護生活(予防)介護事業所の利用定員（併設型8名、空床利用型10名）

(4) 内容及び手続きの説明及び同意、契約

当施設の利用に当たっては、予め、利用申込のお客様及び身元引受人様に対し、本運営規定の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文章を交付して説明を行ない、入所申込のお客様の同意を得た上で利用契約書を締結するものとします。

(5) 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成

介護支援専門員は指定短期入所生活(予防)介護事業所のお客様に対して、サービスの内容等を記載した短期入所介護生活(予防)介護計画の原案を作成し、それをお客様に対して説明の上、同意を得るものとします。

(6) 利用料

当施設の指定短期入所生活(予防)介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基く厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービスに係る費用の1割～3割（介護保険負担割合証の内容に基づく）と送迎に要する費用、食材料費、滞在費、及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額です。

(7) その他

日課、サービスの提供方法、健康保持、緊急時の対応、災害、非常時の対応、その他留意事項等については母体である介護老人福祉施設コスモホームと同じ取り扱いとします。

6. 令和6年度研修・勉強会・訓練計画

実施時期	必須研修	勉強会	訓練
4月	倫理及び法令遵守 ハラスメントについて		・消防計画に基づく防災訓練（毎月第4木曜日実施） ・業務継続計画（BCP）の訓練 災害BCP 6月 感染症BCP 9月
5月	看取りケア① 看取りケアのあり方	接遇・プライバシー保護	
6月	感染症① 施設における感染症と蔓延防止		
7月	褥瘡対策① 基本的褥瘡発症予防法	口腔ケアの注意点	
8月	高齢者虐待・身体拘束①	高齢者虐待防止	
9月	事故発生又は再発防止について①	防災 緊急時の対応	
10月	看取りケア②		
11月	感染症② 施設における感染症と 蔓延防止対策(消毒)	口腔ケアの注意点	
12月	看取りケア③ 家族への連絡・連携		
1月	褥瘡対策② 褥瘡発症時の対応	精神的ケア	
2月	事故発生又は再発防止について② 事故報告書分析	認知症及び認知症ケア	
3月	高齢者虐待・身体拘束②	高齢者虐待防止	
新規職員 採用時	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスマナー、接遇 ・事故発生防止 ・感染症・食中毒予防、蔓延防止 ・身体拘束 ・ハラスメント関係 ・高齢者虐待防止・権利擁護 ・職場安全衛生 ・感染症、災害BCP 		